

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構（仮称）への改組・機能拡充に伴う所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」においては、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、(株)企業再生支援機構（以下、「旧機構」という）を抜本的に改組した上で機能拡充を図った「地域経済活性化支援機構」（仮称）（以下、「新機構」という）を設け、新たな業務の執行に必要な資金を平成24年度補正予算において措置するとともに、補正予算関連法案として、(株)企業再生支援機構の名称の変更、業務追加等を行う改正案を次期通常国会に提出することとされている。本経済対策を踏まえ、平成24年度末における機構の改組・機能拡充へ向けて、所要の準備を行っていく。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸倒引当金の適用対象法人とすること 2. 機構単独債権放棄における企業再生税制の適用 新機構単独で買取債権につき債務放棄する場合に、借り手企業における債務免除益について、資産売却による損の実現を待たずに評価損の損金算入ができることと期限切れ欠損金の優先利用を認めること 3. 法人事業税の資本割にかかる課税標準の特例措置に関する以下の事項 <p>・ 旧機構と同様に、資本金等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金（20億円）とみなす資本割の課税標準の特例措置を適用可能とすること（地方税法第72条の12第1項第1号ロ）</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第292条第1項第3号 〕	
減収見込額	(初年度) — () (平年度) — () (単位: 百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成25年3月に中小企業金融円滑化法の期限到来に対応するため、現行の旧機構を改組した新機構を通じ、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 金融機関から債権を買い取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うため、税制上の支援が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
	ページ	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5-1-(5)「地域経済活性化支援機構（仮称）法」に基づく地域活性化事業等の推進
	政策の達成目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	新機構の設立から業務の完了により解散するまでの期間（平成25年度～（最長）34年度）。
	同上の期間中の達成目標	新機構による支援により、地域経済の活性化を図られること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	46社以上 ※新機構への改組・機能拡充に伴い、旧機構と比して多くの再生支援が見込まれる。 【算出方法】 ①旧機構における再生支援の実績（3年間で28件） ②再生支援期間の延長期間を5年と仮定 ※①×5/3=46社
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	旧機構について以下の措置が講じられており、新機構についても同様の措置を要望している。 ・債権の買取りに伴う不動産等に関する権利の移転登記に係る登録免許税の非課税措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「地域経済活性化支援機構法」（仮称）に基づく地域活性化事業等のための預金保険機構への一般会計出資金30億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	新機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。 一方、当該要望は、地域経済活性化支援機構（仮称）が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。
	要望の措置の妥当性	新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、政策目的を達成するための手段として妥当である。
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため該当せず
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため該当せず
前回要望時の達成目標	新設要望のため該当せず
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため該当せず
これまでの要望経緯	旧機構については、平成21年度、23年度税制改正要望において要望を行い、平成21年度から25年度までの間、同様の措置が講じられた。